

先端的デジタル活用企業 立地促進補助金



～事業所賃借料・設備機器賃借料
・人材確保経費等への補助～

鳥取県内において行う**先進的なデジタル技術を活用する**
ソフトウェア業、デザイン・機械設計業又は産業の高度化に寄与する
事業等に取り組む事業者様の**事業所及び設備の賃借料、
人材確保費用等**を最長**5年間**ご支援します！！

補助金概要

対象業種	①ソフトウェア業、デザイン・機械設計業等 ②コンテンツ事業 ③一般事務、会計事務、事務用機器操作事務の事業
雇用要件	常時雇用労働者、高年齢常時雇用労働者が合わせて 5人以上 増 ※うち2名まではリモートワーカー等及び兼業・副業者可（別途要件有り） ※以下の要件を満たす労働者が対象 1.雇用保険の一般被保険者 2.週の所定労働時間が30時間以上 3.県内在住
補助内容	①事業所及び設備の賃借に要する経費 ②サーバー、システム等の利用に要する経費 ③人材確保費用等 ・求人広告費、就職支援催事参加費、人材紹介手数料等 ・県外からの従業員及びその家族の県内への転居費用等 （社内規定に基づき企業が負担する移転に係る経費） ・新たに雇入れ又は移転した従業員の育成、定着に係る経費 ※新たに営むこととなった事業に供されるもの、又は増加したものに限る。
補助率・期間	1/2 （事業開始から 5 年間）
補助限度額	1,000万円/年 × 5年間 = 5,000 万円 ※うち人材確保費は1人当たり50万円、5年間で総額750万円が上限

～～事業計画について、まずはお気軽にご相談ください～～

【問合せ先】 鳥取県 商工労働部 立地戦略課

TEL：0857-26-7245 FAX：0857-26-8117 メール：ritti@pref.tottori.lg.jp

鳥取県企業立地ガイド <https://ritti-pref.tottori.jp/>



裏面もご覧ください。→

補助金申請・交付の流れ

①補助金の認定申請

《御社⇒県》

【タイミング】
事業計画が明らかになったときに申請してください。（賃貸借契約の開始、新規雇用の開始までに申請していただくことが必要です。）

②補助金の認定

《県⇒御社》

【タイミング】
通常認定申請から1ヶ月程度で認定通知をお送りします。

③事業開始

《御社》

【ご注意ください】
○認定対象事業の開始の日から10年以内に休止、又は廃止した場合には、補助金を返還いただくことがあります。
○鳥取県産業振興条例により県内事業者への発注に努めていただく必要があります。

⑤雇用開始

《御社》

【要件】
○常時雇用労働者（1週間の労働時間が30時間以上）または、高年齢常時雇用労働者（同上）の県内在住者
○新規雇用5人以上

⑥事業開始届

《御社⇒県》

【ご注意ください】
雇用要件を満たさない期間がある場合は、その年の補助金は交付されません。

⑦補助金の交付申請

《御社⇒県》

【タイミング】
事業開始から1年後（申請可能となった日から1年以内）
⇒5年目まで同様

⑧補助金の交付

《県⇒御社》

【タイミング】
通常交付申請から1ヶ月程度で指定口座に入金します。
⇒5年目まで同様

リモートワーカー等及び兼業・副業者等について

2名まで可

リモートワーカー等

労働基準関係法令が適切に適用される県内事業所等に在籍する者に限る。

兼業・副業者等

労働基準関係法令が適切に適用され、当該事業者に係る業務に関し、県内の事業者等に在籍するもの又は、受委託関係にある者に限る。